

# 京柔整会報

機関誌 169号



巻頭言

「長尾会長 日整会長のご就任にちなんで」

副会長 林 啓史

特集

本会 長尾淳彦会長 日本柔道整復師会会長ご就任

特別投稿

「高齢化社会」を迎えて(その8)－「終活」の具体的進め方(7)－  
本会顧問 弁護士 薦田 純一

公益社団法人 京都府柔道整復師会

令和 5年11月20日





医療・スポーツ・福祉業界で  
活躍できる  
柔道整復師を目指そう

## 柔道整復科 3年制

I部 [昼間] 午前集中コース  
午後集中コース

### 目指す資格 ▶ 柔道整復師 (国家資格)

柔道整復師は骨折、脱臼、ねんざなどのケガの施術を行える数少ない資格です。また、資格取得後は接骨院などを独立開業できることも大きな魅力です。本校では、授業+αでスポーツの知識を身に付けることができる、多職種連携授業を行っております。卒業後はスポーツ現場で働くことも可能です。

業界で活躍する  
柔道整復科の卒業生

# 1,386名

2007~2022年度卒業生実績

開校以来、毎年多くの卒業生を輩出！  
整骨院や整形外科、福祉施設など  
様々な分野で活躍しています。



京都医健  
スポーツ現場力  
アカデミー

# KISA



あなたの目指す未来に“スポーツ現場力”をプラス



柔道整復科

スポーツ現場力

スポーツ選手の「ケガに強い」

柔道整復師

京都で唯一!

京都府  
柔道整復師協会

主催の  
保険講習会  
を学内で開催!



医療に+αで美容が学べる

トータルビューティー科の先生から直接美容  
について学ぶことができ、フェイシャルエステ  
の資格取得も目指すことができます。



滋慶学園 総長杯 柔道大会

# 11 連覇達成



**鍼灸科** 午前集中コース  
午後集中コース  
I部 [昼間] **3年制**

**理学療法科**  
I部 [昼間] **4年制**  
II部 [夜間]

**作業療法科**  
I部 [昼間] **4年制**

**視能訓練科**  
I部 [昼間] **3年制**

**スポーツ科学科** **2年制**

**スポーツマネジメント  
テクノロジー科** **4年制**

**美容師科** **2年制**

**トータルビューティー科** **2年制**

**言語聴覚科**  
I部 [昼間] **2年制**  
※大卒者対象

**社会福祉科**  
II部 [夜間] **1年制**  
※大卒者等対象

**精神保健福祉科**  
II部 [夜間] **1年制**  
※大卒者等対象

# 医健KEN 京都医健専門学校

フリーダイヤル  
0120-448-808

ケータイ  
からも  
OK!

Eメール info@kyoto-iken.ac.jp

京都医健 で検索

HPはコチラから



〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2

## 目 次

● 巻頭言「長尾会長 日整会長のご就任にちなんで」… 副会長 林 啓 史 ……………	2
✦ 特集 本会 長尾淳彦会長 日本柔道整復師会会長ご就任 ……………	3
✿ 令和5年度京都府総合防災訓練 ……………	9
✿ 第15回近畿ブロック親善ゴルフ大会 …… 京柔整ゴルフ同好会 山形 高明 ……………	12
✿ 特別投稿「高齢化社会」を迎えて（その8）－「終活」の具体的進め方（7）－ …………… 本会顧問 弁護士 薦田 純 一 ……………	13
🌸 支部だより	
• 左京支部会 …………… 通信員 野村 益 弘 ……………	16
• 中丹支部研修旅行 …………… 通信員 荒川 雄 介 ……………	16
👤 会員の動静 ……………	17
👤 掲示板コーナー ……………	17
📄 編集後記 ……………	17

### 表紙の写真

#### 御影堂門（東本願寺）



浄土真宗「真宗大谷派」の本山で「真宗本廟」といい、一般に「東本願寺」と呼ばれています。御影堂には宗祖・親鸞聖人の御真影を、阿弥陀堂にはご本尊の阿弥陀如来を安置しています。宗祖親鸞聖人の亡き後、聖人を慕う多くの人々によって聖人の墳墓の地に御真影（お姿をそのまま写して作られた木像）を安置する廟堂が建てられました。これが東本願寺の始まりです。

参照 東本願寺ホームページ <https://www.higashihonganji.or.jp/>

## 長尾会長 日整会長のご就任にちなんで



公益社団法人京都府柔道整復師会  
副会長 林 啓 史

本会長尾淳彦会長が、6月25日に開催された日整総会の役員選挙によって公益社団法人日本柔道整復師会第21代会長に当選されました。予測はしていましたが、当選の報をうけて狂喜乱舞の思いをいたしました。理事、学術教育部長として主に「匠の技 伝承プロジェクト」で業績を上げられ、副会長には令和4年3月に就任、以来1年3か月で会長の席に就かれました。

前回に行われた会長交代劇のいきさつは人様にお話できるようなものではありませんが、それまでの会長交代は禪譲的でありあまり波風も立たず転遷してきたと考えます。例外として、平成11年には、本会の元会長 原 健先生が第15代会長に就任されました。京都から二人の日整会長が輩出されたことになり、

大変誇らしいことです。日整傘下の公益社団である本会の本源的な問題を解決するためにも、日整会長を擁することは理想的なことであります。決して狡猾な益を期待するのではなく、それは、公益社団が日常の会務執行において、柔道整復師会を取り巻く諸課題の改善に中枢的なものにぶち当たることが少なからずあり、その都度忸怩たる思いをすることがあるからです。もちろん、長尾会長が、日整会長になれば即座に問題解決することはあり得ません。それどころか諸問題によって失われた信頼の回復に大変な努力を強いられることとなります。しかし、日整会報「Feel! Go!」に会長が表明されている決意、新たな理念設定、それに基づく諸対策は、少々時間がかかっても目標達成に導くものであることが期待できます。

日整会長としてのスケジュールを見させていただき驚きました。分単位で、行動範囲は全国に及びます。社会貢献につながる柔道整復師業の発展、柔道整復師の地位向上と幸せにリンクする会長の活動を支えなければなりません。会長と密にコンタクトして、総会で承認をいただいた事業計画と予算の執行、関連する業務の遂行を副会長として率先してやり遂げなければならないと覚悟しております。会長は知勇兼備にして信義に厚くリーダーとしての気質に富み、二つの組織の会長職を問題なくやり遂げられものと確信しております。その事は、日整会長に就かれたことが必然的に京柔整師会に恩恵をもたらせることになるはずです。もちろん、それは合法・合理的なものであることはもちろんのことです。故に、私は新たな職責と自覚し粉骨砕身の思いで臨みます。会員各位、先生方には、日整の会長に長尾先生が就任されたことの意義を考量され、会務執行に於きまして一層のご理解とご協力並びに忌憚のないご指摘、ご叱責などいただければ誠に幸甚に存じます。以上、巻頭の言といたします。

# 本会 長尾淳彦会長 日本柔道整復師会会長ご就任 日本柔道整復師会会館にてインタビュー

令和5年6月25日(日)、公益社団法人日本柔道整復師会会長選挙において、第21代会長に就任されました。改めまして、おめでとうございます。益々のご活躍を、期待しております。

今回は8月20日(日)、日整「匠の技 伝承プロジェクト」の講習会が日本柔道整復師会会館で行われると聞き、講習会の取材を兼ねて長尾淳彦会長のインタビューを行わせていただきました。

多忙な中、時間を空けていただき、歴代会長の話、特に第15代 原 健 会長（京都）のお話も聞きました。



日整総会にて長尾淳彦会長 就任挨拶

また本誌では、第21代長尾淳彦会長ご就任までの日本柔道整復師会の歴史にも触れてみたいと思います。

日本柔道整復師会会館は、JR 鶯谷駅から徒歩5分の寛永寺の敷地内にあります。周りの風景に溶け込むように昭和56年11月に竣工されました。また、東京博物館、上野動物園、クラウドファンディングで話題にもなりました国立科学博物館がある上野公園も徒歩圏内にあり、落ち着いた環境となっています。なお戊辰戦争以前 上野公園一帯は、寛永寺の敷地であったと聞いております。



日整 新執行役員



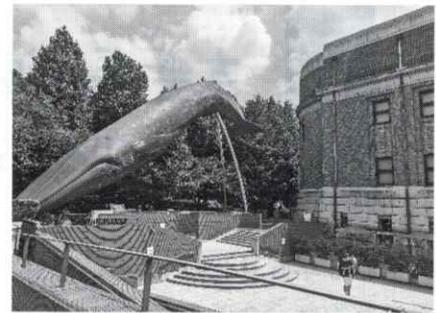
日本柔道整復師会会館 全体風景



日本柔道整復師会会館 玄関風景



国立博物館



国立科学博物館

## 「匠の技 伝承プロジェクト」指導者養成講座（午前10時開始）

### 長尾淳彦会長の挨拶

2019年に始まった「匠の技 伝承プロジェクト」指導者養成講座は、柔道整復師術公認100周年の記念事業として、当時私が学術教育部長として始めました。我々柔道整復師が骨折・脱臼をきちんと整復できることを、行政や保険者に認知してもらうために立ち上げました。ここで学ばれた先生方が地元の会員に指導者として「匠の技」を伝えていただきたいと開催しています。今回、学術教育部長を徳山健司先生に引き継ぎ、技術の継承に加えてエビデンスをつけてプロジェクトをグレードアップしつつ進めていくと、と話されました。



日本柔道整復師会 長尾淳彦会長

### 徳山健司学術教育部長の挨拶



徳山健司学術教育部長

国民皆保険制度において、いつでもどこでも同じ医療を受けられる制度において、医師の世界では標準治療（ガイドライン）が出来上がっています。柔道整復師においては、年配の先生と若い先生との間で技術の差を認知し、技術を平準にするために「匠の技 伝承プロジェクト」があります。技術力と平準化を各県に持ち帰っていただき会員に伝えてもらうことと、標準治療のガイドラインを作るためにもご協力をお願いしたい。令和6年度から、各都道府県に技術の伝道師、指導者となって匠の技を伝えてもらいます。本日は長時間となりますが、よろしく願いいたします、と話されました。



講習会 今井学術部長、長尾学術部員



講習風景

会場では、各都道府県から集まれた指導者の会員が、熱心に受講され実技を行っておられました。京都府柔道整復師会からは、今井雅浩学術部長と長尾裕次郎学術部員が参加されています。

## 長尾淳彦会長インタビュー

お時間を空けていただき、ありがとうございます。  
今回、日整会長になろうと思われた経緯をお聞かせください。

公益社団法人の方向性は良くも悪くも会長の判断に左右されます。また何かを変えようとする会長でなければスムーズには行きません。日本の柔道整復師の長としての地位は良くも悪くも会長の方向性に左右されます。

私たちが接骨院を開業した時代は、生業としての柔道整復師が成り立っていましたが、昨今の平均保険収入が低迷している現状の中で、何ができるかを精査して行動に移さなくてはならないと思います。先人の柔道整復師として若い世代に、職業としての接骨院・整骨院業を引き継いでいかななくてはなりません。



会長室にて 長尾淳彦会長

そうですね。私たちが柔整の免許を取った40年前と今では、業界と社会情勢が大きく違っているに感じます。

柔道整復師としてのエビデンスをしっかりと持ち、コンプライアンスを守るのは当然です。そして、柔道整復師が行っている施術の内容を、行政、保険者、国民に対して正確に理解してもらうことが大切です。そのためにも、どこの接骨院・整骨院に行っても同じ施術を受けられる平準化について「匠の技伝承プロジェクト」を立ち上げました。

また、行政や保険者に対してのお願いや説明は口約束ではなく、文書で残すようにします。担当者が変わっても、内容が引き継がれるようにするためです。

そして、日本柔道整復師会会長として登る山を決めて、装備をして登り始めないといけません。近所の山に登るのに、エベレスト登山の装備は必要ありません。エベレストに登るのに、T-シャツとサンダルで登り始める人はいません。方向性と、体制を示さなければならぬと思っています。

それは京柔整会報 168 号の巻頭言で言われていた「登る山（目標）を明らかにして腑に落ちる対策、対応を行う—柔整にとって今、何が一番大事なのかを考える—」なのですね。※（後掲載）最後に、15 代原 健 会長以降 2 人目となる、京都からの日整会長とされましたが、原 健 先生の思い出などございましたらお話しください。

原 健 先生が京都府柔道整復師会会長になられたとき、日本柔道整復師会の会長になられたとき、病気で入院されたときなど、今でも先生との思い出、記憶がよみがえります。先生が入院をされている病院を何度も訪れ、色々なお話を聞いたことは良かったと思います。日整の会長となった今も原 健 先生の行動力とお言葉を思い出します。

※登る山（目標）を明らかにして腑に落ちる対策、対応を行う

—柔整にとって今、何が一番大事なのかを考える—

1. 患者さんである国民からの信頼と協調
2. 支払い側である保険者からの信頼と協調
3. 内閣をはじめとする都道府県、市区町村である行政からの信頼と協調
4. 業界内外の柔道整復師関連機関からの信頼と協調
5. 業界を構成する柔道整復師からの信頼と協調

京柔整会報 168 号の巻頭言一部を再掲載

## 日本柔道整復師会の歩み

ここでは簡単に、日本柔道整復師会について触れてみたいと思います。

- ・ 1920 年 4 月 柔道整復術公認される  
「大日本柔道整復術同志会」発足
- ・ 1922 年 4 月 「大日本柔道整復術同志会」を「大日本柔道整復師会」と改称
- ・ 1930 年 4 月 「大日本柔道整復師会」を「全日本柔道整復師会」と改称
- ・ 1946 年 5 月 「全日本柔道整復師会」を「日本接骨師会」と改称
- ・ 1947 年 12 月 「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業取締法」制定公布
- ・ 1950 年 1 月 「日本柔道整復師会」と「日本接骨師会」に分裂
- ・ 1953 年 10 月 「日本柔道整復師会」と「日本接骨師会」が合併、  
「全日本柔道整復師会」として新発足
- ・ 1953 年 11 月 社団法人全日本柔道整復師会設立認可
- ・ 1968 年 11 月 第 1 回日本柔道整復学会開催
- ・ 1970 年 4 月 柔道整復師法公布  
7 月 柔道整復師法施行
- ・ 1973 年 3 月 名称を「社団法人日本柔道整復師会」と改称
- ・ 1981 年 11 月 現日本柔整会館竣工

- ・1992年11月 第1回日整全国少年柔道大会、開催（講道館）
  - 12月 第1回「日本柔道整復・接骨医学会」開催
  - ・1999年6月 第15代会長 原 健先生就任（1999～2003）
- 
- 原 健 会長「改革、前進、斬新」をスローガンに掲げる
- ・2002年5月 原 健 会長、WHO 総会（ジュネーブ）に出席、スピーチ
  - ・2011年9月 「公益社団法人日本柔道整復師会」と改称
  - ・2023年6月 第21代会長 長尾 淳彦先生就任
- 

## 歴代会長



発起人 萩原 七郎氏



初代 市川 敏



二代 井上 縫太郎



三代 松井 百太郎



四代 金井 良太郎



五代 一松 定吉



六代 小林 大乘



七代 金井 良太郎



八代 行岡 忠雄



九代 谷田部 通一



十代 鳥居 良夫



十一代 永井 寿雄



十二代 小倉 八郎



十三代 福田 稔夫



十四代 松本 好司



十五代 原 健



十六代 茂住 延壯



十七代 萩原 正



十八代 工藤 鉄男



十九代 松岡 保



二十代 伊藤 述史



二十一代 長尾 淳彦

またここに、日本柔道整復師会会館の入り口横に掲げてありました。  
「柔道整復師倫理綱領」を記しておきます。

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、論理綱領を定めるものとする。

ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。



1. 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
2. 日本古来の柔道精神<sup>かんよう</sup>を涵養し、国民の模範となるべく人格の陶冶<sup>とうや</sup>に努める。
3. 相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
4. 学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
5. 業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。

昭和 62 年 6 月 14 日制定

#### 後記

今回は、短い時間でしたが日本柔道整復師会会館にて長尾淳彦会長のお話を聞くことができました。長尾会長におかれましては、公益社団法人京都府柔道整復師会における会館移転・新会館竣工、別館購入と先見の明を見てきました。

また、京都府、京都市、亀岡市などとの交渉力も発揮され、強いリーダーシップを間近に見てきました。今回、日本柔道整復師会の会長に就任されて、柔道整復師の立場をリノベーションし、新たなイノベーションが生み出されることを期待しております。

元京都府柔道整復師会会長で、日整会長として多大な貢献を残された、原 健 先生のお話を聞いたことは、弟子としてまた親戚でもある私にとっては大変良かったと思います。

最後に、上記しました「柔道整復師倫理綱領」を胸に、全柔道整復師が一丸となって未来の柔道整復師に繋いで行けたらと願います。

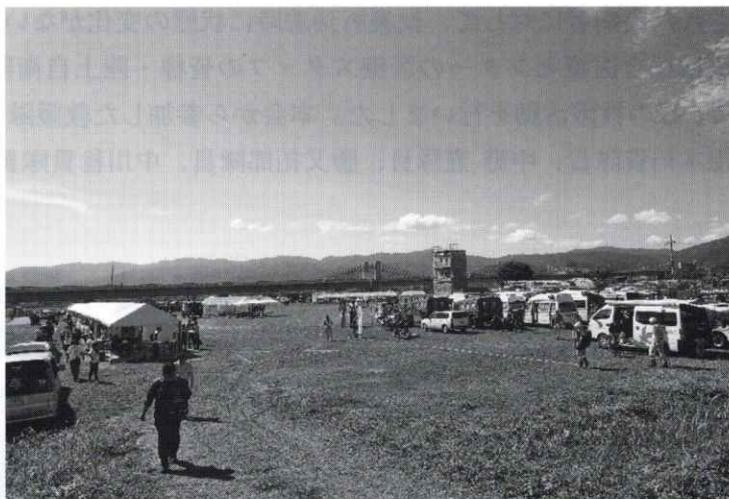
以上  
(広報部 中川稔貴)

参考資料：公益社団法人 日本柔道整復師会「社団法人設立 65 周年・柔道整復術 100 周年記念誌」、京柔整会報 168 号、日整広報「Feel! Go! 夏号 2023/8」

# 令和5年度 京都府総合防災訓練

令和5年9月3日(日)午前10時から主会場：保津川水辺公園（亀岡市保津町）において、令和5年度京都府総合防災訓練が行われました。（主催：京都府防災会議、亀岡市防災会議、南丹市防災会議）

訓練は地震及び豪雨の複合災害の発生を想定し、京都府警、京都中部広域消防組合、自衛隊、京都府DMAT、防災関係及び地域団体等が一体となった総合的な訓練を実施することにより、防災関係機関の実践力向上・連携強化及び府民の防災意識の高揚を図る目的で行われています。



主会場の保津川水辺公園



土砂災害からの救出・救助訓練



座屈ビルからの救出・救助訓練

被害想定：大雨と地震の複合災害

- (1) 9月3日未明から亀岡市一帯に局地的豪雨が発生し、土砂崩れが発生するとともに、河川では氾濫危険水位を超過し、床上浸水等が発生、一部住家が孤立。
- (2) 同日6時30分、直下型地震（亀岡断層）が発生し、亀岡市で震度7、南丹市で震度6強、京丹波町で震度5強を観測。亀岡市等の住宅地で火災や建物倒壊が発生。

訓練内容

## (1) 地震・水害対応訓練

- ア 日時：令和5年9月3日(日) 10時～12時20分
- イ 場所：保津川水辺公園（主会場）
- ウ 内容：道路啓開訓練、孤立地域救援訓練、救出・救助訓練、合同調整所運用訓練、合同救護所運用訓練、避難所運営訓練、災害ボランティアセンター運営訓練、孤立地域からの空路救出訓練、物資輸送訓練、一斉放水訓練、通信訓練、映像伝送訓練、防災・車両展示等

京都府柔道整復師会は医療部会における合同救護所訓練場所において、日本赤十字社京都府支部、京都府医師会、京都府 DMAT、京都府看護協会、陸上自衛隊、海上自衛隊、京都中部広域消防組合消防本部と協力して訓練をしました。訓練内容は、緑テントに配置され、合同救護所に到着し医師が判断した緑のトリアージ・タグをつけた傷病者に対する処置を行いました。災害現場でトリアージされ、搬送された傷病者に対して、救護所到着時に状態の変化がないか、再度トリアージを行います。今回は京都山城総合医療センターの医療スタッフの皆様・陸上自衛隊・公益社団法人京都府柔道整復師会の協働で、緑の救護活動を行いました。本会から参加した救護隊メンバーは、兼田旭紘隊長、八木克敏副隊長、梅本裕貴隊員、中野 憲隊員、勝又拓郎隊員、中川稔貴隊員でした。



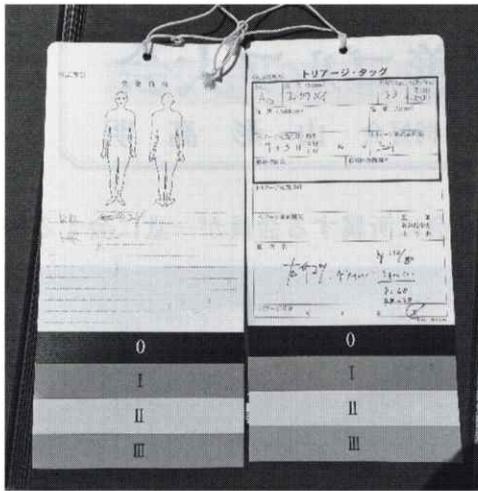
左：京都山城総合医療センター 福永 健治医師



傷病者に処置をする 梅本隊員、八木副隊長

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (I)	・生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの ・窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの
第2順位	待機的治疗群 (中等症群)	黄色 (II)	・多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの ・基本的には、バイタルサインが安定しているもの
第3順位	保留群 (軽症群)	緑色 (III)	・上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど
第4順位	無呼吸群 死亡群	黒色 (0)	・気道を確保しても呼吸がないもの ・既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの

11時30分に救護所訓練は終了し、12時からの閉会式で西脇隆俊知事、桂川孝裕亀岡市長が講評を述べられ、訓練に参加されたメンバーに労いの言葉をかけられ、令和5年度京都府総合防災訓練を終了しました。



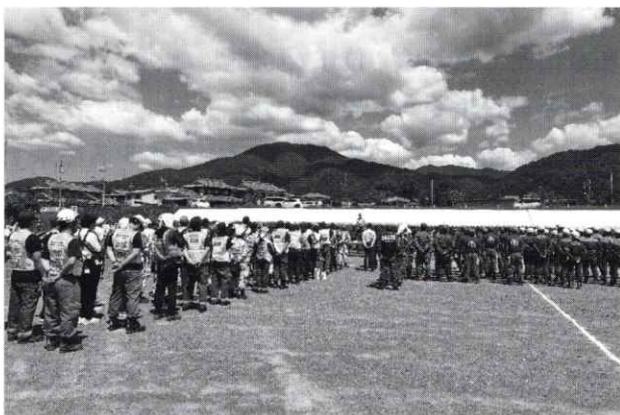
トリアージ・タグ



緑トリアージメンバー（京都山城総合医療センター、陸上自衛隊 福知山駐屯地、京都府柔道整復師会）

最後に京都府 DMAT 関係者のミーティングで、緑トリアージ医療チームを担当・指導を頂いた京都山城総合医療センター 福永 健治医師が「京都府柔道整復師会、自衛隊の対応が非常にスムーズで、医師・看護師がそれ以外の対応に集中して出来た」と報告されました。兼田隊長は「災害現場では良い環境での作業は望めない中、状況を考えながら救護活動をする事の大切さを感じた」と話されました。

今回は2時間足らずの救護訓練でしたが、実際の活動としては数時間、数日に及ぶ可能性も考えられます。体力と知識、そして傷病者への気配りが一層大切だと思いました。参加された方々、お疲れ様でした。



閉会式



閉会式後の京都府DMAT関係者のミーティング

(広報部 中川稔貴)

# 第15回 日整近畿ブロック親善ゴルフ大会

京柔整ゴルフ同好会 山形 高明

日整近畿ブロック親善ゴルフ大会は、近畿1府4県の柔道整復師会に所属する会員が一堂に会する例年、秋に開催されるゴルフ大会になります。

今年は滋賀県が主管となり、滋賀ゴルフ倶楽部で9月17日に開催されました。



競技はダブルペリア方式で行われ、個人の成績を競う個人戦と各府県の上位者のスコアの合計を競う団体戦が行われました。京都府からは林 啓史副会長・藤田 徹会員（下京）・林 哲也会員（南丹）・伊藤友雅会員（城陽）・山田順久会員（中京）の5名が参加し、他県・協同組合指定業者様合わせて40名での競技を行いました。

個人優勝は和歌山県の横貫博崇会員、団体戦優勝も和歌山県で京都は4位になりました。

来年は京都が主管となり地元開催ですので、団体優勝奪還を目指そうと思います。

京柔整会ゴルフ同好会では毎年春と秋の2回ゴルフコンペを開催しています。コロナウイルス感染予防による自粛期間も明けたので、アスリート志向が強いゴルファーからエンジョイゴルファーまで、一緒にゴルフを楽しみましょう。

# 「高齢化社会」を迎えて（その8） —「終活」の具体的進め方（7）—

本会顧問 弁護士 薦田 純 —

今回も、「終活」の具体的な進め方シリーズの続編として、最近、問題にされるようになってきた「おひとりさま」問題とそこから派生する問題点に対してどのような「制度」が用意されているのでしょうか、そのような「制度」のそれぞれについてメリットやデメリットなどについて検討してみましょう。

## 1 まず、「おひとりさま」問題というのは、どのような問題でしょうか。

本稿で問題としたい「おひとりさま」というのは、岩下久美子さんの随筆でモデルにしていたような「経済的・精神的に独立した女性」のことではなくて、高齢化社会の進展に伴って急増してきた「65歳以上の高齢者の単身世帯」が引き起こす様々な問題のことです。

因みに我が国の65歳以上の高齢者は、平成30年には人口の28.1%を超えていますが、ここで「単身高齢者の世帯」というのは、もともと結婚をしなかった独身者は勿論、結婚していても最近の傾向として、成人した子供達がそれぞれ独立して遠くに転居してしまうなど「核家族」化が進んだ結果、夫婦の一方が亡くなった後、単身者になってしまった方も含まれますから、非常にたくさんの世帯が「高齢単身者の世帯」になってしまう可能性があります。

## 2 しかも、このような「単身高齢者」の多くが「認知症」に罹患して判断能力が低下してしまうと様々な問題が起こります。因みに、この「認知症」による能力低下の状況を判断する評価スケールとして、医療や介護の現場で主に使用されているのは「長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）」です。そのテスト結果が30点満点中20点以下の場合には、「認知症の疑い」があるとされているようです。

このように「認知症」によって判断能力が低くなると、例えば日常生活の上で必要な動作も出来なくなる可能性があります。買い物や預金の引き出しなど、カードや預金通帳を管理することも出来なくなってしまう可能性があります。また、ご本人が介護を必要となったときに、自分で介護を依頼することも出来なくなる可能性があります。しかも、いくら介護施設に入所したいと思っても、「介護施設」から「身元保証人」がいないと入所を断られてしまうことも多いようです。

厚生労働省によると、このような「認知症」になってしまう方が、2025年には、700万人を超えると予想されています。この数字は、65歳以上の高齢者のうち「5人に1人」が認知症患者になってしまうということですから、早急にその対策を考えておかなければならないと思います。

## 3 そこで、このような「おひとりさま」世帯の問題に対して、法律は、どのような「制度」を用意しているのでしょうか。また、そのような制度にはそれぞれメリットやデメリットがあるようですので、その組み合わせも考えなくてはならないので、検討してみましょう。

- (1) まず、判断能力の低下に対応する制度として用意されているのは、本稿でもこれまでに何度も取り上げてきました「成年後見制度」があります（民法第7条・838条以下）。これは要するに、既に判断能力が低下している方に対して、ご本人や家族の方から家庭裁判所に対して、本人の能力

の程度に応じて後見人や補佐人、補助人を選任する「審判」をして欲しいと申し立てる「法定後見」の制度です。この「審判」をするに当たって、家庭裁判所は、本人の精神状況について医師等に鑑定させなければならないとされています（家事事件手続法 119 条）。

この場合、「成年後見人」の候補者として、本人の親族を指定することも出来ますが、「おひとりさま」の場合には、そのような候補者がいない訳ですから、裁判所は、司法書士や弁護士などの専門家の中から選任することになります。ただし、この場合、誰が選任されるかは裁判所任せになってしまいます。また、この制度の趣旨は本人の生活や財産を保護することですから、成年後見人は財産に関する法律行為について代理権を有しますが（民法第 859 条）、現状維持的にしか行使することが出来ない決まりです。従って、積極的な相続税対策や投資などの財産の有効活用は出来ませんし、本人のご自宅を売却することも、正当な理由を示して裁判所の許可を得ないと出来ないという制限があります（民法第 859 条の 3）。

なお、成年後見人の仕事は、本人の生活環境を整える身上監護も含まれますが、病院や介護施設との契約等に留まり、家事や身の周りの世話等は含まれませんし、「身元保証人」になることや「医療行為への同意」なども含まれません。

しかも、成年後見人の職務は、本人が亡くなった時点で終了しますので、お葬式やお墓のことなどは、後述の「死後事務委任契約」をしておく必要があります。

- (2) そこで次に、本人に未だ十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が衰えてしまって自分では財産の管理などが出来なくなってしまうことを見越して、その場合にサポートしてくれる人（すなわち、「任意後見人」）を自分で選任しておくという方法が考えられます（任意後見契約に関する法律第 2 条）。その場合、何時から後見人の活動を開始して欲しいかによって、「将来型」、「移行型」、「即効型」を選択することが出来ます。

この「任意後見人契約」は、法務省令で定める様式の「公正証書」によって作成しなければなりません（法第 3 条）が、その場合、サポートしてくれる人の選定やサポートして欲しい内容（「代理権目録」を作成・添付する）を自分で決められる点はメリットです。

ただ、「任意後見人」が活動を開始するためには、本人の判断能力が低下したことを条件に、本人や家族の方から申立て、家庭裁判所によって「任意後見監督人」が選任される必要があります（法 4 条）。従って、それまでの間は、ご本人に「判断能力」がある訳ですから、「即効型」以外の場合には、「任意後見契約」を締結した時点では、「任意後見人」の予定者は未だ活動を開始することが出来ません。

そのために、その活動開始までの間は、通常の「財産管理に関する委任契約」によって、本人の財産の管理をすることが考えられますが、金融機関によっては、手続に応じて貰えない場合もあるようです。ですから、事前に金融機関に相談しておくことが必要です。

また、「おひとりさま」の場合には、「任意後見人」が活動を開始するまでの間に定期的に本人と連絡を取り合っってコミュニケーションを取り、本人の判断能力のチェックする「見守り契約」を併用しておくことが、相互の信頼関係構築のためにも非常に有効だと思います。

- (3) ところで、先程も出てきていましたが、賃貸借契約をするときや介護施設や老人ホームへの入所

契約の際に、身元保証人や身元引受人を求められるために、「おひとりさま」の入居が困難な事例が多くなってきました。

そのような場合のために、身元保証サービスを提供する会社が出てきました。例えば、施設入所の際に、施設利用料の連帯保証人になることや、退去時の身柄の引き取りや室内の片付けなどのほか、日常生活の支援や見守り契約、緊急入院時の事務代行、お葬儀の手配や遺品整理なども付加することができるかとされている場合もあります。ただ、そのように多様な対応を求めると、その分費用も嵩みますし、このような身元保証会社に対する監督は未だ十分ではないようです。ですから、検討した上で利用した方が良いと思います。

- (4) また、「おひとりさま」の遺産については、法定相続人となる子や親、兄弟姉妹の方がいらっしゃる場合が多いので、「遺言書」で、お世話になった方などに遺贈することが考えられますが、そのように形式張らずに前回ご紹介した「エンディングノート」を残して置かれても良いと思います。
- (5) ところが、仮に「遺言執行者」を定めた「遺言書」を残してあったとしても、ご本人が病院などで危篤の連絡を受けた際に駆けつけたり、ご遺体や私物の引き取り、死亡診断書や死亡届の受領やお葬儀、火葬などの手配や埋葬など、矢継ぎ早に対処しなければならないことが相次ぎ、「遺言書」の開封を待ってられないことが多いようです。このような事態に対処するために、予め信頼できる方との間で「死後事務委任契約」を締結しておく必要があるでしょう。

なお、民法は、委任者が死亡した場合を委任契約の終了事由と定めているのですが（民法 653 条）、平成 4 年の最高裁判所判決は、「死後事務委任契約は、委任者の死亡によって契約を終了させないという特約を含んでいる。」として、契約が終了しないことを認めてくれました。

- (6) 最後に、先日ご相談を頂いた高齢の方から、私が病気などで死期が迫ったときに、人工呼吸器などを使って死期を先送りにするだけのような「延命措置」は要らないと思っているが、そのことを病院の医師などに予めお願いしておくことは出来無いただろうかと言われたことがあります。そのようなご希望を持っていらっしゃる方は多いようで、「公正証書」で「尊厳死宣言」をしておく方法があるようです。その宣言内容の骨子は、以下のようです。

- ① 私が現在の医学では不治の状態に陥り死期が迫っていると担当医を含む 2 名以上の医師が診断した場合には、死期を伸ばすための延命治療は一切行わないで、私が人間としての尊厳を保った安らかな死を迎えることができるようにご配慮下さい。
- ② しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限実施して下さい。そのために、麻酔などの副作用により死期が早まったとしてもかまいません。
- ③ この証書の作成は、予め私の家族である次の者の了解を得ています。
- ④ 私のこの宣言による要望を忠実に果たして下さる方々に深く感謝します。そして、その方々が私の要望に従ってされた一切の責任は私にありますので、捜査や訴追の関係者に置かれましては、特にご配慮をお願い致します。
- ⑤ この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものです。従って、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、この効力を維持するものです。

支部だより

## 左京支部会

通信員 野村 益弘

残暑が厳しい重陽の令和5年9月9日(土)に左京区の「京料理下鴨福助」にて、ご多忙の中、長尾淳彦会長、佐野英志様を含め多数の左京会会員先生方にご参加いただき、令和5年秋季左京会・懇親会を開催致しました。総会では新入会員、疋田訓寛会員の紹介と挨拶、令和4年度の会計・監査報告が行われました。そして長尾会長に公益社団法人日本柔道整復会会長就任のご挨拶と、ご講演をしていただきました。お話を伺い、柔道整復師という職業が国民にもっと理解していただけるように個々の会員がコツコツ(骨々)と

精進して、長尾会長のもと ONE チームで頑張っているかなければならないと思いました。また、懇親会では次期衆議院議員選挙京都第2区自民党候補の佐野英志様(男前)に自己紹介・乾杯の挨拶をしていただき、その後、皆で貴重な意見交換ができて、美味しい食事と共に楽しく有意義な時を過ごしました。

最後に僣越ながら幹事の私が、皆様のご健勝とご多幸、京都府柔道整復師会・業界の繁栄、佐野様の次期衆議院議員選挙当選を祈願して、一本締めで閉会させていただきました。



支部だより

## 中丹支部研修旅行

通信員 荒川 雄介

令和5年9月17日(日)・18日(月)に滋賀県大津市の琵琶湖グランドホテルに研修旅行へ行ってきました。

17日(日)は、本会から中村英弘保険部長を講師としてお招きし、ホテル会議室にて保険講習会を開催していただきました。基本的な保険請求業務の内容から施術録の記載ポイント、労災・自賠責保険請求の注意点、昨今のレセプト返戻事例等々、幅広い内容で丁寧にご講義いただき、大変勉強になりました。参加者12名と少人数でしたので、個別の質問もし易かったため、日々の悩みや疑問点も多く解消され、今後の請求業務に大変役立つ講習会となりました。講習会終了後は、中村保険部長も引き続き御一緒いただき、宴会場にて懇親会を開催し、皆さんと貴重な意見交換ができ、親交を深めることができました。

18日(月)は、ラ コリーナ近江八幡に立ち寄り、パークアヘンやカステラなどのお土産を購入した後、近江八幡市の岡喜本店にて近江牛の陶板焼きを堪能し、帰路につきました。

中丹支部ではこれまで2年毎に旅行を実施していましたが、コロナによる自粛の影響もあり、今回約5年ぶりの旅行となりました。このような機会を今後も大切にし、中丹支部会員同士の交流をより深め、今後のさらなる発展に繋げていければと思います。



# 会員の動静

## 退会

5月 金村帝雅 (伏見支部)  
(賛助会員)

7月 松本 猛 (宇治支部)  
7月 鈴木和行 (北丹支部)

## 掲示板コーナー

### 京柔整カレンダー

	柔整関係	京都の行事
12月	1日(金) 京柔整会報170号 投稿締め切り	
	3日(土)~4日(日) 第32回日本柔道整復札滑医学会 (名古屋：名城大学)	
	21日(木)	終い弘法
	25日(月)	終い天神
	29日(金)~	会館休館日
1月	~3日(水)	会館休館日
	10日(水)	十日ゑびす大祭 (初ゑびす)
	20日(土) 京柔整会報170号発刊	
	21日(日)	初弘法
	25日(木)	初天神

毎月、第3土曜日に保険説明会が開催されます。(詳しくは事務局まで問い合わせてください)

## 編集後記

- 今年も終盤に近づいてきた。異常に暑かった夏が終わり、秋風が吹くとともに気ぜわしくなってくる。そんな中、本会として、業界としてのビッグニュースはやはり本会、長尾会長の日整会長ご就任であろう。裏打ちされた実行力が会長の本分であり、強さの中に心配りやユーモアがあり憎めない人柄の人でもある。保険業務のオンライン化など大事な局面において業界の発展に大いに寄与されることを期待しております。 Yuji
- あっという間の一年がまた過ぎようとしています。無事に過ごせていることに感謝しつつ、いろいろな意味で何も変わってないなと反省です。本会顧問弁護士 薦田先生の投稿記事にあります終活、単身高齢者、認知症、後見人制度など自分にはまだ関係ないと思っていましたが、準備するのに早すぎることもないようです。エンディングノートまでとはいかなくても、いろいろな契約やパスワードなど身内にも分かるようにしておこうと思いました。 けんじ
- 今回の特集はいかがでしたでしょうか。本会の長尾淳彦会長が日本柔道整復師会の会長になられ、全柔道整復師の将来をも担っていく存在となられました。京都府柔道整復師会の理事として私も、本会会員に寄り添って本会運営を行っていきたいと思います。11月も後半となりました。今年は酷暑の夏が長く、秋を体感する時間がわずかでありました。暖冬と言われていますが、カメムシの大量発生した冬は寒いと言い伝えられています。この冬はどうなるでしょうか。とりあえず年末、今年一年を感謝して辰年を迎えたいと思います。 ☆nakatoshi☆

次号 しめ切り 12月1日



# スポーツ × 医療

「人の役に立ちたい」～その想いに応える学び～



◎中学・高校保健体育一種免許状取得可能 ※星稜大学との協定による ◎鍼灸師+柔道整復師のWライセンス取得を全面サポート  
◎明治国際医療大学認定資格「メディカルアスレチックトレーナー」育成プログラム

こころ和らぐ医療を創造する

## 明治国際医療大学

〒629-0392 京都府南丹市日吉町  
TEL 0771-72-1188(入試事務室) FAX 0771-72-1189  
URL <https://www.meiji-u.ac.jp>



大学HPはコチラ!!

看護学部  
看護学科

保健医療学部  
救急救命学科  
柔道整復学科

鍼灸学部  
鍼灸学科

大学院  
鍼灸学 研究科  
保健医療学 研究科

誰かの支えになる喜び、アスリートを支える医療人へ

## 明治東洋医学院専門学校

〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町 7-53  
TEL 06-6381-3811 FAX 06-6381-3800  
URL <https://www.meiji-s.ac.jp>



専門学校HPはコチラ!!

鍼灸学科 [医療専門課程3年制]

柔整学科 [医療専門課程3年制]

### 京柔整会報 機関誌 169号

令和5年10月20日

発行者 公益社団法人 京都府柔道整復師会  
会長 長尾 淳彦  
編集責任者 広報部長 中川 稔貴  
発行所 京都市右京区西京極新明町6番地  
☎ 京都(075)325-0414  
(広報部)  
印刷所 株式会社 幸伸  
京都市下京区中堂寺庄ノ内町1-131  
TEL.(075)314-2251  
FAX.(075)314-5177

